

# 國造の名稱

新野 直吉

## 一 國造の訓名

國造には、「日本書紀」の古本や、「和記日本紀」に、クニノミヤツコとクニツコとの兩種の訓名が伝えられており、古代國造家から絶えることなく続いて来ている。「出雲國造」においては、「コクソウ」という稱名が傳承されている。

此の問題について、旧来の諸説を綜括した上で、横田健一教授は

國造を何と訓んだかゞ、そもそも問題である。早くこの疑問を提出されたのは津田博士だった。書紀古写本や和紀にはクニノミヤツコとクニツコの両訓がある。博士は前者が後者より比較的古いとし、それは奈良朝末か平安朝初期からのことだといふ、それ以前は音読したのであろうとされた。果して音讀が古い形だろうか。むしろ音讀されたこともある。だが孝徳天皇の

妃、蘇我造媛はソガノムウエンと訓まれたとは思われぬ。やはり古訓のようにミヤツコヒメとよまれたのではないか。そうすると造媛は大化前の出生だから、大化前にミヤツコの訓があったとしてもよいではないか。國造をクニツコ（國の子の意）とよむ訓で、造媛をソコヒメとよんだとはむしろ思われぬ。本居宣長もクニツコは當りず、クニノミヤツコとよんだものと推定した。（「大化前代の國造」）「歴史教育」才九卷才四号）

と論ぜられた。クニツコはクニノミヤツコからむしろ派生したという性質のものであつて、一般性も伝統性も高くない呼称であろうと考える私は、クニノミヤツコこそ本來的な訓であろうこと、教授と同見である。ところで津田博士の説であるが、教授の指摘されたのは、博士が「大化改新の研究」の論中で、駈負令集解の「稚工部謂友造也」、賦役令集解の「伴部謂諸司友御造

也」とある例に注目してたてられた説のことであると思  
われるが、それは

或は文化以前に於いても、伴造の部下として使役せら  
れた下級の工人や馬飼などがトモノミヤツコといはれ  
てゐて、其の称呼が彼等にうけつがれたのかも、知れ  
ぬ。何れにしても昔の伴造と關係のあるものであるか  
ら、其の昔の意義での伴造が無くなつた後には、地位  
の低いものの称呼であるけれども此のトモノミヤツコ  
の語に伴造の字をあてるやうになつたのであらう。伴  
造はかくしてトモノミヤツコと訓まれるやうになつた  
が、これは昔の意義での伴造のことではない。しかし  
かういふ習慣が長くつゞいて来ると、古典の上に見え  
る昔の伴造も、また同じやうにトモノミヤツコと訓ま  
れるやうになるので、おそくとも平安朝になつて書紀  
の文字の訓及び考へられた時分には、さうなつた  
のであらう。——中略——ところが、古典の上の伴造  
をトモノミヤツコと訓めば、それと相伴つて同じく古  
典の上には現はれてゐる國造も、またそれに誘はれてク  
ニノミヤツコとよまれるやうになつたのは、自然の勢  
である。國造は伴造とは違ひ、よし其の中の一部であ  
つたにせよ、大化以後なほ其の称号と或る種の地位と  
を保持していたのであり、平安朝の初期にも其の状態  
が或る程度に継続してゐるにらしいが、クニノミヤツコ

といふ特殊の名称が作られた上は、それについてマツ  
コの原義を検討しようとせず、現実の國造の家でも何  
時しかそれを用ゐるやうになつたのであらう。むしろ  
かういふ名称の作られたことによつて「ミヤツコ」の  
語に新意義が生じたのである。——中略——或はまた  
郡の「大領」を音で読んでゐた如く、現実に存在した  
國造は、一般に音読せられてゐたのであり、クニノミ  
ヤツコといふのは古典の上の訓及びたに過ぎなかつた  
かも知れぬ。へ「日本上代史の研究」オニ篇才四章）  
といふのである。

横田教授の采取られたように、訓読以前は皆な音読で  
あつたと論断して居られるのかどうか必ずしも明らかで  
はないようであるが、音読されたことももちろんあつた  
にせよ、古來それが本体であつたとは考へ難いように思  
う。横田説などの如く、大化前代において、クニノミ  
ヤツコと読まれるのが一般的だつたのであらう。そして  
博士も部分的な状態として認めて居られる如く、奈良朝  
を通じて國造は存続してゐたのであるから、それが伝統  
的な読み方を失つてしまつていて、奈良朝末から平安朝  
初にかけての頃に、新たな意味を持つて固定した伴造の  
トモノミヤツコの訓に誘われて、はじめてその訓及び得  
たというのは、あまりにも國造の存在を微小と見る見方  
であるように思われる。

平安朝初期に國造がクニノミヤツコと訓まれていたとすれば、それは律令時代の当初からそう訓まれて来たはずべきだと考へる。書紀の天武十年紀「國造等は各々、菟柱の奴婢一口を出して舂除しきし」、持統元年紀「諸國司は國造及び百姓男女を率て」とか、続日本紀の大寶二年紀「駟を馳せ、諸國々造等を追して京に入らしむし」などの國造は、仮に音讀したとしても不都合はないかもしれぬが、続日本紀に見る、

○天平十四年四月条

外從五位下日下部直益人に伊豆國造伊豆直の姓を賜ふ。

○寶龜二年十二月条

從五位上因幡國造淨成女を因幡國の國造と爲す。

○延暦二年十二月条

飛騨國人從七位上飛騨國造祖門を（並びに）國造に任ず。

などという形で出て来る奈良朝から平安朝初期を通じての姓としての國造を、他の姓がすべて訓讀されている例にそむいてまで、伊豆のククムウ・因幡のククムウ・飛騨のククムウなど、音讀したとは考へられない。やはりこれはクニノミヤツコという読みを持って居り、それは古来の傳統的訓み方であり、それをうけて、官職の名としての某國國造も、某國のクニノミヤツコという訓を持っていたとするのが、最も穩当な見解であると信ずる。

どうも、姓は訓讀、官職名は音讀というような、複雑な区分讀法が故意に行われていたというような考へ方は、存在し難いことであると思われる。

津田博士には、もちろんこの姓についてもはつきりに説がある。

トモノミヤツコ、クニノミヤツコといふ訓みかたの由来がかういふものであるとすれば、カバネとしての造がミヤツコとよまれるやうになつたのも、やはり之に伴つてのことであらう。カバネとしての造は、天武朝に定められた八色のカバネには継承せられず、公式には廃止せられたはずであるのに、奈良朝に於いてもなほ遺存してゐたらしく、それを採してゐるものゝ名が統紀の処々に現はれてゐるのみならず、新にそれを賜はつた記事すら天平寶字二年、三年、寶龜十一年などの諸條に見え、平安朝の初にできた姓氏録にも、僅かながら此のカバネの家が記されてゐる。——中略——家も其のカバネの名も昔から継統してゐるものならば、カバネの稱呼が變化するのは奇怪のやうであるが、日々人の口の上つてゐるはずの地名のスミノエが何時のまにかスミノシと呼はれるやうになつた如く、文字の上で行はれた転訛がことばの上に適用せられてゆくのも常のことである。（前掲論才四章）

といふ見解を示しておられる。

果してこの見解は妥当であるか。住吉を例とされた  
ような、地名が変るように文字に伴つて変わったものも有  
り得よう。(姓ではないが、出雲国造がコクソウと読ま  
れる如きはその一例であろう)。でも造の姓を持つてい  
た家がすべて、その訓を同じくミヤツコと変えてしま  
うというような齊一の見方は、天武改姓以後もなお造  
の姓が残存していたような世情下の事實の説明としては  
強引過ぎる。氏族時代の訓では二造は国造クニマシ、伴  
造トモマシで姓の造はキミであつたというのが博士の見  
解であるが、そのようにはつきりしていた両者の訓が、  
大化改姓と共に全く忘れ去られるとは考えられないので  
ある。大化以後国造が或る時期全く断絶したものでなれば、  
さういふこともあるが、実情はさうではなかつたので  
あるから、なおさらである。

天武朝頃に新設された律令国造(新国造)さえも、新  
官制とは言つても極めて特殊伝統的な性格を持つもので  
旧国造族から出たものであり、虎尾博士などは伝統的な  
「一個の地位」であるとして規定される程のものへ「大化改  
新後の国造」II「崇林」才四巻才四号)であつてみれば、  
新規的官職性をそれほど顕著に標榜して、伝統的呼称に  
異をたてた読み方をしなければならぬ必然性は無いも  
のと考えられるのである。ことに虎尾博士的「地位」論  
は、津田博士の論とも近い立場にある(津田博士は前掲

の「大化改新の研究」才五章でも、「国造の地位が設け  
られ」とか「其の地位を朝政の任命による」とかと、地  
位の語で表現している)のであるから、この姓の伝統呼  
称と律令国造の官職名呼称とが實の近似したものである  
と見ることは、一層妥当性を強めるであろう。

また冒頭に触れた、音読説に於いて有力な史料たる  
べき出雲国造の「コクソウ」の條も、古代には訓読され  
ていたものを(便宜上音読されることももちろん行われ  
ていたであろうものが)、中近世の間に次第に音読一方  
に固定して伝承されるようになったものを見て、差支え  
ないであろうと考ふる。

結局私は、大化改新を境とする変動があつたにもかゝ  
わらず、氏族時代の国造も、律令時代の国造も、同じで  
同じようにクニノミヤツコと読まれるのが、先ず本体的  
であつて、尚々コクソウと音読されたり、クニツコなど  
いふ訓み方をされたりするようなこともあり、平安朝  
に入れば、紀伝や文章の博士の中にもクニツコなどい  
ふ訓法を持つ人々も有るようになったのであらうと考え  
る。

## 二 国造の語義と成立

クニノミヤツコの語義が、「國の御妃」ないし「國

の御家ツ子」であり、自稱としては卑下の感を「持つて  
いるというのが、旧来の諸説を集成してのべられた横田  
教授の前掲論文での意見である。これに対して、津田博  
士は、既にやはり前掲の研究で、マツコの原義が「家つ  
子」であるならば、「国造・伴造そのものゝ地位から又  
ても、妥当ではあるまい。特に国造の如き地方的君主を  
皇室の『御家つ子』といふべき理由はどこにも無い』（  
オ四章）とされて、伝統的な国造ニミヤツコニ御家ツ子  
論に反対して居られたのである。

国造・フニノミヤツコの語義は、やはり「国の御家つ  
子」としてよいと私は考えるが、その場合の「国」は皇  
室とが大和朝廷とかを指すのではなく、国造の支配して  
いる地方（国域）を指すもので、すなわち国造・クニノ  
ミヤツコとは、『その地方（国域）を支配しているところ  
の皇室（朝廷）の臣家』という意味に外ならないものと  
考えるのである。あはかも「伴」を支配している皇室  
の臣下が、伴造・トモノミヤツコと称されると軌を一  
にしている。

マツコは「家つ子」であり、「奴」字の表わす奴婢の  
ような下級占有民を表わすとすれば、そのような称を、  
地域や部族の支配者の称とするのは成程当らないように  
あるが、津田博士自身もマツコの語義を、「或る家に占  
有せられてゐる、また特に親近な關係を以て使役せられ

る、ものをいふ語であつたとすべきであらうとされる通  
り、下級の占有者のみでなく、皇室（朝廷）と特に親近  
な關係を持つて用いられた仕立ての臣下を表わすのにも、  
極めて妥当な称である以上、二造のような立場の族長が、  
その転掌の面からミヤツコと称せられることは決して不  
当ではないのである。そして支配している皇室（朝廷）  
と国造との關係の側から言えばミヤツコである二造のよ  
うな族長も、彼らの支配をうけている衆民の側から言え  
ばキミ・カミに外ならないのであり、ことに国造のよう  
な地位立場にある者は一層強く伝統的にその性格を保持  
していた筈であるから、博士の指摘されたような造の字  
をキミと訓んだような史料も存在し得なくはないわけ  
である。

二造の称の中では、発生的に言えば伴造の方がはじめ  
に成立したもので、国造の方はそれに準じ倣う形で定め  
られたものであると考えられる。何故ならば「部」とい  
う意味を持つ伴造の方が、国という伝來的な地域領有を  
伴とする国造よりも遙かに、皇室や朝廷から使い用いら  
れている転務者としての性格が顕著だからである。

ではあるが、それと同時に、兎に角一つの部族的集團  
を形成していたであろう「部」を、その集團のまとまり  
において宰領している伴造は、現実の形において、ある  
國域をそのまとまりにおいて支配している國造と極めて

近似した性格の役処に位置していることになる。特徴的に言えば、國造が地域を支配し伴造が人団を支配することになるわけではあるけれども、多くの場合地域と結びつかない部民集団というものは存在しないし、殊に毛倉とそれに属する部民を支配する伴造は、現実の意味において國造と何らえらぶところが無い存在となる筈である。そうであれば、伴造の名称に準じて國造の名称が成立することは、極めて平凡な自然の勢であつたといわなければならぬ。

津田博士はまた、國造が同じ地方の首長でありながら、県主・アガタマシというような尊称を持たないことも不当であるといふのであるが、國造が「マシ」的称号をもたなかつたのは、その成立した時代によるものと考えられる。すなわち県主の成立は、初源的には、大和朝廷國家が大和地方を次才に一円支配して行く古代國家体制組織の初期において、地方小回君主が皇室（朝廷）の支配下に入ることによつて生じたものであつたと考えられる。

一般的には、県制の展開は四世紀を中心にして三世紀後半から五世紀初めにかけてであつたと思ふが、後世「倭六県」と言われる地域の、大和朝廷に密接しその内部構成の重要メンバーに加わつていたような県主などは、三世紀中に既に皇室との關係が成立してたと考えられる。井上博士が、「皇室を中心とする部族連合的体制」（井

上光貞博士「國造制の成立」『史学雑誌』六十編十一号）と見られたようなその國家体制下では、その時期が早ければ早いほど、県主となる族長は従前の小回君長の性格をなお強く持つていた筈であつて、「マシ」の語を以てその地位を表現するのが至つてふさわしい状態であつたと考えられる。

ところが國造の方は、三世紀末から四世紀の頃にかけて、近畿から外に向かつて次才に拡大して行った大和朝廷國家の支配下に遂次組みこまれつゝ、四世紀後半から五世紀初め頃にかけて、「國造」の名のもとに編制づけられた地域支配者であつたと考えられる。やはり彼らも本性は県主のような小回君主で、むしろそれよりも一兵上の勢力段階に達してはいたであろうが、制度の成立した当時の、次才に整備され行く趨勢の氏族古代國家体制のあり方を思ふならば、それが「マシ」的なものとしてよりも、もつと官職名的な称号において、伴造などと同様にして「ミマツコロ」の名のもとに制度づけられることは、全く自然であつたと思ふなければならぬ。

その伴造制は、それに属する部に二種類あり、技術的な部は雄略朝（五世紀末）以後朝鮮半島や中国大陸から渡來した技術民によつて構成されているが、もう一つの宮内官的な部は雄略朝を下限とする時代に成立した（平野邦雄氏「部民制の構造と展開」『『』「歴史教育」十巻四

号」と言われている。宮内官的部も大部分は雄略朝に成立したというのが史料の記載であるが、少くとも特に新来の技術を必須条件とする部でない限りは、必ずしも五世紀末まで待たなければ存在しないというものではない。のみならず、もっと早い時代であっても天皇國家が古代國家形態をとつて求めている以上は、内官的で、右の論で平野氏が「天皇のミウチ的な段階にふさわしいトモ」と規定されたような類の部は、大和國家の極めて初歩的な時代から或る程度の質量をもって存在していないことには、國家機構がその機能を發揮し得ないところのものである。部とか造とかという文字は百濟から伝來したとしても、トモとかミヤツコとかいう言葉は國有的にも存在したにちがいないし、その言葉を以て抹すべきものも實際に存在したと思われる。そしてその文字の伝來も、百濟的な制度の單純な部分の機構と共に、四世紀後半の倭軍の朝鮮進出の際に、既に持ち歸られていたろうことも考えられるのである。そうであれば、天皇の身内的な臣下としての伴造（トモノミヤツコ）の語や、その抹に對応する部（トモ）を管掌する御家の子としての官司が、四世紀の後末期までに成立していたと考えることは、向題がないであらう。

そしてこの伴造制が更に充実展開して行く過程において編制されていくと目される國造達は、大和の泉主達

などよりは遙かに進んだ小國家君長としての段階において中央の支配下に入り、よりキミ、マシの実態を強固にしていて、一見御家の子と抹するには抵抗感が大きいように思われるにもかかわらず、一地域単位の支配者として、伴造に準じた呼称をきわめて自然に負うことになつたのであらう。ひとたび制度としてこの呼称が成立してしまえば、その語義に一面ふさわしくない要素がありはしないかなど、という詮議だてが仮りにあつても、もはや政体論など通らないのが普通である。当然地方の君長は一言にその名で統一呼称されるようになったであらう。その場合個別々に自己の立場を表わす抹号を向題としていような氣持を緩和させるのに役立つたのは、姓であるうと思われる。直の外に臣なり君・公なりという伝統的な性を示す姓を唱えることによつて、そしてそれが中央から公認されていることによつて、國造たちは自分たちの立場は充分に表示されているものと理解していたのではないだらうかと思ふ。

また御家の子などという抹も、必ずしも身抹性を持つていてひげ目を感じる抹としてののみ受けとりられていたとは限らないように思ふ。といふのは、大和國家が他の独立小國に對し並列的であつた段階から生長して来て、その勢威が卓越して来る過程においては、それと密着して、いることを誇示しうるこの呼称は、國造たちにとつて、

支配すべき「国」の民衆に対しても一つの新時代の權威を持つことになると共に、もしその周辺に、まだ大和國家の支配下に属していない小國君長が居つたとすれば、それらに対しても差別的に地位の優越をあらわすという作用を果したのではないかと考えられるからである。そしてその國家体制や支配機構が充実され充實されて來れば来るほど、この中央への從屬性は強まる筈であるから、こうした皇室なり大和朝廷なりへの密な隸屬を示す語は、上からも下からも都合よい名として扱われこそはしたであらうが、ふさわしからざるものとはされなかつたであらう。

同じようにもと／＼は地方小國の首長であり、大和國家統治の中でも地方支配者としての性格を持つ。正ものと考えられる國造と県主との間に、ミヤツコ或いはマシトという呼称上の差が生じたのは、その制度呼称の成立した時代の、皇室や朝廷に対する地方の首長達の対応のし方の如何という差に起因するものと考え、且つ県主などとの脱字合せからミヤツコという称が國造にふさわしくないものとする立場にも與せず、語義的に國造がフニノミヤツコと詭まれることは必ずしも與稱性の強い不当なことと見れないというのが私見である。

おわりに

以上私は、指別の検討も加えられないうちに、いつの間にか殆んど常識化してしまつてゐる國造の名称について、その縁が、氏姓古代に初めて制度づけられた時からクニノミヤツコと訓まれるのが本體であり、時にクニツコとかコクソウとかと便讀されることはあつたにしろ、本筋としてはそのクニノミヤツコという訓が絶ゆることなく律令時代まで続いて來たものであり、また多分伴造との關係において固定したと思われるその名称は、語義的にも國造の実態を表示することにおいて、決して不当では無かつたという点について、若干の検討を加えてみたのである。

(一九六五・一・三〇)